2026 年 7 月

# 手形・小切手の全面電子化に向けた対応について

平素より青木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面電子化に伴い、手形交換業務が２０２７年３月末をもって終了となることに対応するため、次の通り業務を終了させていただきます。

お客さまにはご不便をおかけしますが、より便利で安全な電子決済手段への移行にご理解とご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## １．手形割引の受付終了について

・ 手形割引（商業担保手形を含みます）の窓口受付は、2026 年 12 月 30 日（水）をもって終了させていただきます。

・ でんさい割引は、引き続きお取り扱いいたします。

## ２．手形・小切手の最終振出期限について

・ 手形・小切手の最終振出期限を 2026 年 12 月 31 日といたします。

・ 最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

・ 最終振出期限後に振り出された手形・小切手が交換呈示された場合は、「振出期限超過」を不渡事由として持出銀行へ返却いたします。

## ３．代金取立手形の受付終了について

・ 代金取立手形（先日付小切手を含みます。）の窓口受付は、2027 年 3 月 23 日（火）をもって終了させていただきます。

・ 他行（青木信用金庫以外の金融機関）を支払地とする手形・小切手は、受付終了日以前でも支払銀行が定めた振出期限を超過した場合、返却される可能性があります。この場合、当庫所定の返却手数料をお支払いいただくことになりますので、予めご了承ください。

青木信用金庫

## ４．当庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について

・ 当庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの窓口受付は、2027 年 3 月 30 日（火）をもって終了させていただきます。

・ なお、他行（青木信用金庫以外の金融機関）を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いは、既にお知らせしたとおり、2026 年 9 月 30 日（水）をもって受付を終了いたします。

・ 入金先の預金口座は当座勘定のほか、普通預金など各種預金を含みます。

## ５．手形・小切手全面電子化への取組みについて

| | |
|---|---|
| 払戻請求書による当座勘定からの払戻し | 2025 年 1 月 6 日より開始しました |
| 当座勘定の新規口座開設 | 2025 年 3 月末をもって終了しました |
| 2027 年 4 月以降期日の手形・小切手の取立等 | 2025 年 3 月末をもって終了しました |
| 手形・小切手用紙、自己宛小切手の発行 | 2026 年 3 月末をもって終了しました |
| **他行を支払地とする手形・小切手の預金入金** | **2026 年 9 月 30 日をもって終了します** |
| **手形割引の受付** | **2026 年 12 月 30 日をもって終了します** |
| **手形・小切手の最終振出期限** | **2026 年 12 月 31 日とします** |
| **代金取立手形の受付** | **2027 年 3 月 23 日をもって終了します** |
| **当庫を支払地とする手形・小切手の預金入金** | **2027 年 3 月 30 日をもって終了します** |
| **手形・小切手交換業務** | **2027 年 3 月 31 日をもって終了します** |

**お早目に電子決済手段への移行をお願いいたします。**

青木信用金庫